⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 29 July 2013. (If brought with you, 4 : 00 P.M. 29 July 2013)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya-shi, 460―0003 Tel. 052―222―1447

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 3 月 29 日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　猪熊　康夫

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東海北陸自動車道鷲見橋工事

⑶　工事場所　自）岐阜県郡上市高鷲町
至）岐阜県郡上市高鷲町

⑷　工事内容　本工事は、土工工事141m、橋梁下部工工事（橋台２基、橋脚３基）及び本線橋の橋梁上部工工事459mを含む延長600mの本線の土木工事・ＰＣ橋上部工工事である。

⑸　工事概算数量
延長　600m
幅員　10.95m
橋梁等　鷲見橋　下り線　ＰＲＣ４径間連続波形鋼板ウェブ箱桁橋（橋長459m、最大支間長139m）
土工量　7,000㎥　橋台　２基
橋脚　３基（橋脚高さ67.5m～125.0m）
基礎工　大口径深礎杭　φ2.5m～11.0m　Ｌ＝88m

⑹　工期　契約締結の翌日から1500日間

⑺　使用する資機材
コンクリート　約15,000㎥
鉄筋　約2,700ｔ

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理、環境対策、工程計画に関する技術提案と、技術提案プレゼンテーション前の指定日までに入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（以下「契約制限価格」という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する「技術提案協議方式」の適用工事である。ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。

技術提案とは、あらかじめ指定する範囲について、工程計画の改善に資する工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する改善提案（以下「ＶＥ提案」という。）、管理手法・体制、品質管理、安全管理、環境対策を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。

⑽　本工事は、入札時にあらかじめ指定する範囲についての工事目的物の機能、性能等を低下させずにコスト低減する提案（以下「ＶＥ提案（入札時）という。」）を求める入札時ＶＥ方式の工事である。

⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　【単体の場合】

「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営　事項評価点数が1,320点以上の土木工事と1,170点以上のＰＣ橋上部工工事の両方を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,320点以上（土木工事）又は1,170点以上（ＰＣ橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。かつ平成25・26年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成25・26年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わないものとする。

②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】

「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事と1,170点以上のＰＣ橋上部工工事の両方を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,320点以上（土木工事）又は1,170点以上（ＰＣ橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。かつ平成25・26年度工事競争参加資格における当該資格を開札時に有することを条件とする。なお、平成25・26年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わないものとする。

③　【特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合】

「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,320点以上の土木工事と1,170点以上のＰＣ橋上部工工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,320点以上（土木工事）又は1,170点以上（ＰＣ橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。かつ平成25・26年度工事競争参加資格における当該資格を競争参加資格申請書の提出期限日に有することを条件とする。なお、平成25・26年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わないものとする。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成９年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。なお、求める実績１、求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）